

選定基準

審査の項目	審査の視点	配点	
① 企画提案	【利便性】 ・AP等の設置箇所及び個数が適切で、整備エリアにおいて、快適な公衆無線LAN環境が構築されているか。 ・外国人を含む観光客等にとって、認証方法及び再アクセス時の手続きが簡易で、利便性が確保されているか。 ・多言語対応が出来ているか。 ・1回当たりの接続時間及び1日当たりの接続回数が公衆無線LANサービスを効果的に運用可能な設定となっているか。	80	20
	【安全性】 ・利用端末間のアクセス及びインターネットからの攻撃の防止策並びにフィルタリングの対応が十分に図られているか。 ・AP等の設置方法及び設置箇所等が安全に配慮されたものとなっているか。		15
	【広告】 ・外国人を含む観光客等に対して、訴求力の高い広告物の製作及び実施が行われ、その数量についても妥当性が認められるか。		15
	【アクセスログの分析内容等】 アクセスログから本市の観光振興に資する情報の抽出が可能であり、かつ本市にとって活用しやすい形式となっているか。		15
	【運用及び保守体制】 ・機器の故障や障害を早急に発見可能な設備監視が行われ、故障等の発見時には、速やかに原因の特定及び機器交換等の保守対応が可能な体制がとられているか。 ・故障時の受付窓口及び利用者からの問い合わせ窓口の開設日時等が十分に設けられているか。		15
② 参考見積書	【令和6年度分】 上限額の90%未満の額なら5点、90%以上95%未満の額なら3点、95%以上の額は1点とする。	5	
	【令和7年度以降の運用保守費】 上限額の90%未満の額なら5点、90%以上95%未満の額なら3点、95%以上の額は1点とする。	5	
③ 業務実績	過去10年以内の1件1,800万円以上の公衆無線LAN環境整備に関する履行実績などから、各業務の運営を円滑に行うことが見込まれるか。	5	
④ 市内営業所の有無	高知市内に主たる営業所(本社又は本店)、又は支社、支店、営業所等があるか。	5	
合 計	100点満点		

* 評価点の集計方法

各選定委員の評価点100点(選定委員が直接評価する必要のない20点を含む)×5人＝評価点数(最高点500点)

* 最低基準

最高点500点×60%＝300点

*②～④は提出書類により事務局で事前に評価する。